

小山市人権施策推進基本計画進行管理について

「小山市人権施策推進基本計画(2017-2021)」に基づく人権に係る事業(93事業)について、事業内容を明らかにするとともに、事業評価(自己評価)を実施し、小山市人権施策推進審議会から講評をいただきました。

1. 事業評価について

(1) 課題ごとの事業評価

93事業の実績について、担当課が「事業実績」と「人権視点」の2点について自己評価を行った。なお、自己評価の判断基準は別紙のとおりとする。

(2) 自己評価の指標化(達成度)

①自己評価は、「事業実績」と「人権視点」の2点について行った。

②事業に係る担当課などの自己評価を下記のとおり数値化する。

A: 5 p t B: 4 p t C: 3 p t D: 2 p t E: 1 p t

③数値化した自己評価を課題ごとに集計し、集計値から課題ごとに算出した割合(%)を課題における達成度とした。

例)「人権教育・人権啓発」の場合

◇事業実績達成度の算出方法

a = 事業実績評価の集計値: 47 p t

(事業実績点数 4+4+4+4+3+4+4+4+4+4+4+4+4=47)

b = 担当課(延12課)全ての自己評価をA評価にした場合を60 p tとし、
分母とする。達成度は100%)

12事業×5 p t = 60 p t

$a/b \times 100 = 47/60 \times 100 = 78.3\%$ (小数点第2位以下は四捨五入)

◇人権視点達成度の算出方法

c = 人権視点評価の集計値: 53 p t

(人権視点点数 4+4+4+5+4+5+4+5+4+5+4+5+4+5=53)

d = 担当課(延12課)全ての自己評価をA評価にした場合を60 p tとし、
分母とする。達成度は100%)

12事業×5 p t = 60 p t

$c/d \times 100 = 53/60 \times 100 = 88.3\%$ (小数点第2位以下は四捨五入)

④達成度は80%以上を目標とするが、評価の目的は事業の問題点を明らかにし、内容を充実させていくことにあるため、低い場合はその理由を考察するなど、数値のみの形式的な評価にならないよう留意する。

(3) 小山市人権施策推進審議会委員の講評

事業の内容について客観的な視点を加えるため、小山市人権施策推進審議会に意見(講評)を求め、確認事項については書面での回答を行った。

2. 進行管理の結果について

別添、「令和3(2021)年度小山市人権施策推進基本計画進行管理事業実績評価一覧」、「進行管理に係る事業評価の結果」、「小山市人権施策推進基本計画(2017-2021)に係る進行管理調書」、「自己評価判断基準」のとおりである。